

令和5年4月13日

保護者各位

墨田区立本所中学校
校長 松井 隆

台風の接近に伴う措置のお知らせ

春爛漫の季節、保護者の皆様にはますますご健勝のことと存じお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に、多大なるご支援を賜り有難うございます。

さて、来たる台風の時期に備え、本区の台風対策ガイドラインに則り、夏季休業中を含む、すべての教育活動中において、台風等の気象災害に備え、「台風に伴う臨時的措置について 原則」に基づき、安全第一として下記のように緊急措置をしていきます。どうぞ、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

台風に伴う臨時的措置について【原則】

◎墨田区に、「特別警報」「暴風警報」が発令された時、

①午前7時までに解除された場合・・・平常授業を原則とし、午後までの授業を実施します。

②午前7時までに解除されなかった場合・・・臨時休業とします。

ただし、警報や注意報の有無、学校再開の有無にかかわらず、各ご家庭の判断で、強風、暴風、大雨等で危険と思われる場合は、たとえ、学校は「平常の予定通り」であっても、無理をして登校せず、登校を見合わせてください。その際は、学校まで電話連絡をお願いします。また、各ご家庭の判断により始業までの登校が難しいと思われる時は安全が確保できた時刻に登校させてください。その際は、生徒手帳にその旨を記入し、保護者印を押印して生徒に持たせてください。生徒手帳は、登校時に学級担任または学年の教員に提出をさせていただきます。

なお、その日の風雨や予報の状況によっては、時間を短縮して下校させることもありますので、ご了承ください。

③「警報」、「注意報」などの気象情報につきましては、テレビニュースや「177」番、気象庁台風情報等でも知ることができます。

④台風等の接近に伴いまして、墨田区全体として上記以外の他の共通の対応措置がとられた場合は、その対応措置に従います。その際は、別途プリントやCocoo等でお知らせします。

以上、台風が東京地方に接近・上陸・直撃するような状況では、生徒の安全確保を第一とし、台風に伴う臨時的措置の原則に則って、上記のように対応していきます。どうぞ、ご理解とご協力をお願いいたします。

⑤なお、Cocoo等で連絡した場合、システム上、アップしてから送信されるまでに時間がかかることがあります。ロスタイムがあることをご了承ください。

以上

◎「警報」「注意報」等について

【警報】には

「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「波浪警報」、「高潮警報」
の7つがあります。

【注意報】には

「大雨注意報」、「洪水注意報」、「大雪注意報」、「強風注意報」、「風雪注意報」、「波浪注意報」
「高潮注意報」、「濃霧注意報」、「雷注意報」、「乾燥注意報」、「なだれ注意報」、「着氷注意報」
「着雪注意報」、「融雪注意報」、「霜注意報」、「低温注意報」

等があります。

なお、「特別警報」については、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。以下の6種類の特別警報があります。

「大雨特別警報」、「大雪特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風雪特別警報」、「波浪特別警報」、「高潮特別警報」